

## 随意契約理由書及び比較見積省略理由書

本工事は、別途施工中の大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 管理棟電気設備更新工事にて老朽化した受変電設備を更新することに伴って必要となる既設污水ポンプ施設の監視制御設備外について機能増設を行うものである。

当該設備は、今池水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、システム構成や各機器とのインターフェイス及びデータ伝送に伴う信号処理方法などに、製作者の独自技術で他社には開示されない技術が採用されている。

そのため、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識等が必要であるため、他社では施工できない。

以上のことから、本工事を実施できるのは、当該設備の設計、製作、据付及び試運転調整を実施した株式会社東芝より、上下水道・環境システム事業を承継した東芝インフラシステムズ株式会社（旧：東芝電機サービス(株)）以外になく、地方公営企業法第21条の14第1項第2号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積りを省略する。